

「青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務」委託仕様書

本仕様書は、青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会（以下「二県協」という。）が実施する「青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定にあたり、業務の概要として、二県協が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案を行おうとする者（以下「参加者」という。）に指針を示すものである。

1 委託業務名

青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務

2 委託業務の内容

青森・岩手二県大阪アンテナショップの認知度や取扱商品の認知度向上と、新規ファンの獲得等による来店者数の増加を図るため下記のとおり実施するものであり、その業務内容について効果的に推進するため企画提案を募集するもの。

（1）チラシ作成

① 年4回のセールに対して、チラシを作成すること。

各セール内容及びアンテナショップの店舗情報を記載し、青森・岩手県産品のセール商品及びクーポン情報等を記載すること。

- ・ B 4 サイズ両面、カラー
- ・ 必要最低枚数として、各回 36,000 部以上印刷すること（新聞折込等に使用）

② 年5回のフェアに対して、チラシデータを作成すること。

各フェア内容及びアンテナショップの店舗情報を記載し、青森・岩手県産品の情報を記載すること。なお、作成したデータは、委託者が自由に印刷を行い、活用できること。また、委託者が管理するWEBサイトやSNS等で活用できるようにすること。

- ・ A 4 サイズ片面、カラー

（2）新聞折込み等の情報発信

（1）①で作成したB 4 サイズチラシについて、大阪市を中心とした関西地域の消費活動に余裕がある世帯を中心に新聞折込み等の情報発信を行うこと。（年4回）

（3）ポスター作成

年4回のセールに対し、チラシデザインを活用した告知ポスターを作成すること。

- ・ B 1 サイズ片面、カラー
- ・ 必要最低枚数として、各回あたり3枚以上印刷すること

（4）装飾

店内に設置する店頭看板、ディスプレイ、照明、装飾等について、企画作成すること。

(5) 留意事項

上記2(1)～(4)までの企画作成にあたっては、次の事項に留意しデザインを行うものとする。

- ① 青森・岩手ええもんショップで開催するセール及びフェアへの誘客につながるデザインであること
- ② 青森・岩手県産品の魅力を感じることができるデザインであること
- ③ 青森県らしさ、岩手県らしさを感じることができるデザインであること
- ④ 伝えるポイントが明確で、紙面、WEB及び店舗いずれにおいても視覚的にわかりやすいものであること

(6) 報告書の作成

実施した内容について、報告を行うとともに、実施結果を分析し課題を把握の上、アンテナショップ認知度向上を図るための今後の方向性について提示すること。

また、(4)の取組の結果分析、報告も合わせて行うこと。

3 留意事項

業務の実施にあたっては、随時、二県協に進捗状況等を報告の上、内容について協議をしながら進めること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月25日(水)までとする。

※ただし、委託業務内容により、双方合意の上、委託契約終了日を変更することがある。

5 成果品

(1) 提出物

実績報告書

- ・様式は任意とし、委託業務で実施した内容等を記載したもの。
- ・書面2部及び電子データを提出すること。

(2) 納入場所

青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会（北東北三県大阪合同事務所内）

(3) 摘要

- ・成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）及び所有権等は、成果品の引渡しがあった時、全て二県協に帰属する。
- ・委託者は、提出された成果品を委託者の判断で公開できるものとする。
- ・受託者は、二県協から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

6 その他留意事項

受託者は、本業務を円滑に実施し、かつ適正に管理するため、次の事項に留意するも

のとする。

(1) 苦情、事故等事案報告

受託者は、本業務の実施に関連して、苦情、事故その他業務実施に支障のある事案が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議の上、委託者の指示に従って業務を行うこと。